

一般社団法人 岡山県宅地建物取引業協会 定 款

制定 平成25年 4月 1日

改正 平成27年 5月27日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化により、国民生活の安定向上を目指し、一般消費者の利益の擁護又は増進を図り、会員の指導及び連絡をもって、宅地建物取引業の適正、健全な運営を確保するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引業法その他の宅地建物取引に関する法令等の遵守啓発及び情報提供に関する事業
- (2) 宅地建物取引業法その他の宅地建物取引に関する実務の普及啓発及び研究に関する事業
- (3) 宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営に関する事業
- (4) 宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産情報システムの運用に関する事業
- (5) 宅地建物取引業者、宅地建物取引士及び従業者の資質向上に関する事業
- (6) 地域社会の健全な発展に貢献する事業
- (7) 地域社会への行事の参加、地域活性化の推進、防災協定の締結等地域社会への協力に関する事業
- (8) 関係行政機関その他関係団体との協調提携及び受託に関する事業
- (9) 一般消費者への宅地建物取引の啓発に関する事業
- (10) 宅地建物取引に関する出版物の刊行に関する事業
- (11) 宅地建物取引業者の業務支援及び福利厚生に関する事業
- (12) 会館施設の運営管理に関する事業
- (13) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、岡山県内において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 岡山県内に事務所を有する宅地建物取引業者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。なお、岡山県外に主たる事務所を有する国土交通大臣免許業者にあっては、岡山県内において最初に宅地建物取引業を開始した従たる事務所を主たる事務所とみなす。

(2) 準会員 正会員が岡山県内に設置した従たる事務所の代表者とする。

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申込みをし、承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本会の会員になろうとする者は、本会の経費として総会が定める入会金を前条の承認を受けた後、速やかに納入しなければならない。

(会 費)

第8条 本会の会員は、本会の経費として、総会が定める会費を毎年度納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 第1項に規定する会員に対する除名処分は、書面により通知しなければならない。

(会員資格喪失)

第11条 会員が、前2条のほか次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

(1) 死亡又は解散したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 宅地建物取引業者の資格を失ったとき。

(4) 正当な理由なく会費を支払期日より1年間以上滞納したとき。

(懲戒処分)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、これに対し、戒告、会員権（法令に定める権利を除く。）の一時停止、又は退会勧告の処分をすることができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(2) 宅地建物取引業法、定款、又は第48条の規定に定めた倫理規程に違反したとき。

(3) 正当な理由なく会費を支払期日より3箇月以上滞納したとき。

2 戒告、会員権の一時停止又は退会勧告の処分は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により行う。

3 退会勧告の処分をしようとする場合は、当該決定をする理事会で処分しようとする会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項に規定する会員に対する懲戒処分は、書面により通知しなければならない。

(拠出金の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他拠出金は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、開催日の2週間前までにその会議の目的たる事項並びに日時及び場所を正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会において会長又は出席正会員の中から会長が指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第20条の規定の適用については、当該正会員は総会において出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上35名以内(全員を正会員の中から選任する)
- (2) 監事2名以上5名以内(うち1名以上を会員以外から選任する)

2 理事のうち1名を会長とし、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事、3名以上10名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事及び常務理事は会長が理事会の承認を得て理事の中から選定する。
- 4 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は職員その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会の決議により遅滞なくその後任を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項のほか、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

- 2 理事及び監事は、正会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。ただし、員外監事はこの限りではない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員等の責任軽減)

第30条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（外部役員の実任限定契約）

第31条 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、前条の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、法定の最低責任限度額を賠償責任限度額とする。

（名誉会長、顧問及び相談役）

第32条 本会に名誉会長1名以下、顧問3名以下及び相談役3名以下を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ会長に建議又は助言する。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役には、第27条第1項及び第28条第1項の規定を準用する。

第6章 理事会

（構成）

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第35条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

（決議）

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 資産及び会計

（資産の管理）

第38条 本会の資産は、理事会の定める方法に従って会長が管理する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

(剰余金分配の禁止)

第45条 本会は、会員に剰余金を分配してはならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（事務局）

第47条 本会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第10章 雑 則

（施行規則及び諸規程）

第48条 この定款の施行について必要な規則及び諸規程は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は山上健一とし、最初の副会長は有森健児、狩谷拓生、大森明彦、森下寛明、谷本泰敏、最初の専務理事は道下忠美、最初の常務理事は秋山昭憲、大塚昌宏、太田信司、堀川辰也、西山雄朗とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。